

令和 6 年度 事業計画書

公益財団法人 児童育成協会

目 次

<はじめに>

<基本方針>

<令和6年度事業計画>

I. 児童健全育成事業

II. 児童給食（物資供給）事業

III. 企業主導型保育事業（間接補助事業及び委託事業）

IV. 出版及び監修事業

V. その他の事業

VI. 法人の組織

VII. 法人の運営

VIII. 法人の会計

IX. 情報公開

<はじめに>

世界はますます予測困難で不確実な時代に突入しています。政治、経済、そしてその他の社会的な要因が、グローバルな視点で相互に影響し合い、私たちの生活や未来に大きな影響を与えています。

政治の世界では、国家間の関係が緊張し、国際協力と対立の狭間でバランスを保つ試みが続いている。複数の地域紛争等の新たな安全保障上の脅威が、国際社会の安定に挑戦を与えています。民主主義と人権の尊重の重要性が再び強調され、これらの原則を守るためのますますの努力が求められています。

経済の分野では、グローバル化の進展と同時に、貿易の自由化や技術革新が新たなチャンスを生み出す一方で、格差の拡大や環境への影響などの課題も浮上しています。持続可能な発展への取り組みや、デジタル経済の台頭に伴う新たな規制の必要性がテーマとなっています。

国内外での様々な社会的課題に対する対応が求められる中、子どもたちの安全と健やかな成長を保障するための政策の重要性が再確認されています。また、人権や社会的包摂の観点から、特に脆弱な児童の保護や支援が重要な課題となっています。

公益財団法人児童育成協会は、保育施設待機児童や多様な働き方に対応するために開始された保育助成事業に引き続き取り組むとともに、国立総合児童センター「こどもの城」を30年運営してきた経験を生かし、多様化・複雑化した子ども・若者が抱える課題にひとつひとつ向き合いながら、子ども・若者の健全な成長をサポートしていきます。

「子どもは歴史の希望である」の理念のもと、より一層子ども・若者の最大の利益を目指し、子ども・若者の個性を重んじ、自己実現を出来るよう子ども・若者の健全育成及び資質の向上に資する様々な直接・間接の事業をより積極的に実施して参ります。

併せて、厳しい経済環境のもとにおいて、児童育成協会の経営基盤をより堅固にする施策も実施して参ります。

<基本方針>

令和6年度においても公益目的事業および収益目的及びその他の事業を中心
に展開します。

公益目的事業は、児童健全育成事業、児童給食（物資供給）事業及び企業主導
型保育助成事業です。

児童健全育成事業は、自治体と連携のもと児童館や放課後児童クラブ、若者支
援施設等各種施設の安全かつ安定的な運営を継続するとともに、事業基盤の強
化を図るため、財政管理の強化、人材獲得や育成、新規施設運営の受託に関し引
き続き中長期的視点で推進します。

児童給食（物資供給）事業（脱脂粉乳（スキムミルク）輸入配分事業）は輸入
元の生産国の状況だけでなく、グローバルな政治・経済環境の影響を受けます。
そのため前年度に決定する施設への配布価格と翌年度実際の輸入時の価格に差
が発生する場合があります。その差異が事業経営に与える影響を小さくするこ
とや在庫の管理の徹底を通じ、永続的に児童の食育を支援するために良質で安
価なスキムミルクの配分を継続できる体制を目指します。

また、ご利用経験のない福祉施設にスキムミルクの利点をご理解いただき、よ
り多くの施設の皆様にご活用いただくための広報活動も積極的に推進いたしま
す。

企業主導型保育助成事業は、仕事と子育ての両立に資することを目的とする
事業の設置者等に対し、こども家庭庁から補助金の交付を受け、事業に要する經
費を補助する事業の実施機関として引き続き業務を継続します。

従来の企業主導型保育助成事業は、令和5年度からは助成事業である間接補
助事業と指導監査、研修及び相談支援事業である受託事業の二つに大別されま
した。保育施設の適正かつ適切な運営支援のための実地監査や施設長・保育従事
者等の資質・専門性向上のための研修、保育の現場に寄り添った相談支援、より
よい保育実践のための巡回指導を実施して参ります。

<令和6年度事業計画>

I. 児童健全育成事業【公益目的事業】

児童健全育成事業は、児童福祉施設等の運営事業・調査研究事業等を実施します。

港区・練馬区・目黒区・草加市で児童館および放課後児童クラブ、放課後児童健全事業の運営、世田谷区で青少年交流センターの運営を行います。また新たな自治体における健全育成施設運営事業の獲得に取り組みます。

1. 児童館、放課後児童クラブ、若者支援施設等の各種施設の運営業務

当協会は指定管理者または運営受託者として「児童館」5施設、「放課後児童クラブ」4施設、「青少年交流センター」3施設、「放課後児童健全育成事業」1事業を次の基本方針に基づき運営します。

安定した職員体制、事業運営、財政基盤のもと、

- ① 虐待、いじめ、不登校、引きこもり、LGBTQ 等多様化する児童から若者までの福祉課題に資する。
- ② 施設運営を通して、子ども若者にとって安全安心で、その権利や主体性が尊重される居場所づくりを行う。

- ・氷川児童センター（埼玉県草加市） 令和 5.4～令和 10.3
- ・麻布子ども中高生プラザ・学童クラブ（港区） 令和 2.4～令和 7.3
- ・平和台児童館・学童クラブ（練馬区） 令和 3.4～令和 8.3
- ・練馬区放課後児童健全育成事業ねりっこクラブ 令和 5.4～令和 10.3
（「仲町小ねりっこ学童クラブ」と「仲っこひろば・ねりっこプラス」の運営）

※ねりっこプラスは令和 6.4～令和 7.3 の単年度契約

- ・希望丘青少年交流センター（世田谷区） 令和 4.4～令和 7.3
- ・野毛青少年交流センター（世田谷区） 令和 4.4～令和 7.3
- ・池之上青少年交流センター（世田谷区） 令和 3.4～令和 7.3
- ・碑住区センター児童館・学童保育クラブ（目黒区） 令和 5.4～令和 10.3

(1) 働きがい、働きやすさを実感できる職場づくり

働きがい、働きやすさを実感できる職場づくりの実現に向けて、経験別研修、交流研修等独自の研修カリキュラムを活用した若年職員育成、職員個々のライフスタイルやキャリアプランに対応する新たな雇用形態の導入に取り組みます。また定年による現館長の退職後も、持続的に質の高い施設運営を可能にするための中期人事計画の策定や企業主導型保育事業部と連携したシニア人材採用の検討を行います。

(2) 新規施設の獲得及び既存施設の安定した運営

安定的な財政基盤、組織運営のために、目黒区等都内 23 区の自治体が公募する新規児童館等のプロポーザルへの参加を検討します。また令和 6 年度は、港区立麻布子ども中高生プラザ、世田谷区希望丘青少年交流センター、世田谷区立野毛青少年交流センター、世田谷区立池之上青少年交流センター、4 施設の更新年度であるため、更新の妥当性の検討を行い、更新する場合は、確実に獲得できるよう取り組みます。

また大型児童センターの運営経験で培った、多様な居場所づくりや多様なプログラムの開発・施設運営力、職員育成カリキュラム構成力、全国児童館とのネットワーク等を生かし、令和 5 年 12 月に閣議決定した子ども家庭庁「子どもの居場所づくりに関する指針」に沿った子ども・若者の居場所づくりに取り組みます。

(3) 安定的、継続的な事業運営を可能にする財政基盤構築

施設運営経費の計画的、効率的な執行を行い、本部共通経費の負担増等、健全育成事業の自立性を担保しつつ、職員の処遇改善費の拡充へ取り組みます。また、健全育成事業部の体制強化を継続的に実施できるよう、人事制度の変更による、給与原資の配分方法の変更にも取り組みます。

II. 児童給食（物資供給）事業 【公益目的事業】

スキムミルクは、子どもの発育や健康に大切なたんぱく質、カルシウム、ビタミン B 2 を豊富に含み、同時に低脂肪・低エネルギーのため、子どもの健康づくりに優れた食品です。当協会では、良質なスキムミルクを海外から輸入し、全国の児童福祉施設等に低価格でお届けしてきました。

本年度も引き続き、使いやすく長期保存が可能なパッケージで、各施設のご

希望に基づき機動的にスキムミルクをお届けし、子どもの健康や各施設様の給食事業に貢献して参ります。また、子どもの健康づくりに大切な栄養素を多く含むスキムミルクを、これまで以上に児童福祉施設等でご利用いただくために、相互理解を深める活動を従来以上に行って参ります。

(1) スキムミルクの輸入配分

ニュージーランドからスキムミルクを輸入し、児童福祉施設等にお届けします。また、安全安心にご利用いただける「使いやすく保存しやすいパッケージ」で安定的にお届けし、児童福祉施設等への更なる普及を図ります。なお、各施設に1箱（12kg）13,200円（消費税、送料込み）でお届けします。

(2) スキムミルクに関する相互理解促進

子どもの健康づくりに役立つスキムミルクを幅広くご活用いただけるよう、相互理解を深める活動を行います。

①全国の児童福祉施設等を所管されている自治体や、ご利用いただいている施設にスキムミルクについてのご理解を深めていただく活動を行うとともに、既にご利用いただいている施設及び自治体に、調理レシピやスキムミルク関係のパンフレット等の配布や積極的な情報発信をすることで、満足度向上に努め参ります。また、当協会の刊行誌「こどもの栄養」とも連携を図ります。

②関係団体が実施する各種大会・会議において、調理レシピやスキムミルクに関するパンフレット等の配布、積極的な情報発信の実施に努めます。

③各自治体様が児童福祉施設給食関係者を対象として実施する各種研修会等への協力を行います。

(3) さらにご利用いただきやすくなるために

児童福祉施設の皆さまが スキムミルクをさらにご利用いただきやすくなるために、引き続き取り組んで参ります。

①注文手続や連絡の簡素化、資料入手の迅速化の方策を検討いたします。

②協力企業のご支援をいただき原料の輸入から配送まで安定した運営を行うことで、皆さまが安心してご利用いただける体制を整備いたします。

③スキムミルクをご利用いただく施設にパンフレット等を定期的に配布するとともに情報提供を行い、関税定率法や関税暫定措置法に基づき輸入している特定免税品であるスキムミルクの適正な取り扱いについて理解を深めていただきます。

④スキムミルクの良さや使い方などをご理解いただくための「スキムミルクを素材とした調理実習」の段階的な再開を目指して参ります。

III. 企業主導型保育助成事業【公益目的事業】

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを拡大することで、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的とした企業主導型保育助成事業の実施機関として引き続き業務を実施します。

間接補助事業の実施期間は令和10年3月末までを基本とし、その間、こども家庭庁が設置する「企業主導型保育事業点検・評価委員会」において、事業の実施状況に関して点検及び評価が行われます。

また、受託事業の実施期間は1年間であり、毎年度、こども家庭庁において受託機関の公募が行われます。

1. 実施体制

業務遂行のための人員体制が整い、今後は研修やOJTを通じた職員のスキルアップを図り、より効率的な業務を行えるように努め、更には現行の委託事業の段階的な内製化を進めるとともに、関西支所の活用や業務量に応じた適切な職員配置を行います。

2. 企業主導型保育助成事業業務

(1)企業主導型保育助成事業の整備費及び運営費の助成業務

①令和4年度において定員総数が11万人弱になり、「子育て安心プラン」は概ね達成されたこともあり、今後は新規募集及び定員増員は実施せず、設置した企業主導型保育施設のニーズ等を再度確認し、施策に反映させることを検討することとしています。

②新たな加算等の審査基準の見直し等の制度変更に柔軟に対応するとともに、助成金の審査業務について、迅速・正確に対応することとしていきます。

③関係部署との連携強化を図るとともに、審査業務の更なる内製化を進めています。

(2)指導・監査業務

①指導・監査は、関係法令・実施要綱及び助成要領等に照らし適正に実施されているかを確認する立入調査、重大な法令違反・不適切なサービス提供が疑われる場合等に実施する特別立入調査及び午睡時の抜き打ち調査を引き続き行います。

また、保育面を中心とした全般的な指導・監査に加え、財務面及び労務面に特化した専門家による指導・監査を引き続き実施します。

②関係部署との連携強化を図るとともに、指導監査品質の均一化や監査業務の効率化を図るための関西支所対象地域の拡張を行います。

③指導監査の結果は、委託元である国との連携のもと、各都道府県等に情報提供を行います。

(3)相談・支援業務

①施設長や保育従事者等の保育の質を確保するための研修等については、研修実施効果の更なる向上を目指すとともに、新型コロナウイルス等感染防止を図りながら、引き続き実施します。

また、中堅保育士層をターゲットとした専門研修を実施します。

②巡回指導員による保育内容等に関する助言・指導を実施するための巡回指導については、保育の質の向上及び児童の安全等を確保する観点から、引き続き実施します。

また、地方公共団体で行われる会議の場等に巡回指導員を派遣し、地方公共団との連携を図るとともに、保育の質の向上を図ります。

③保育施設等からの問い合わせ等の相談支援業務については、一定の知識レベル・応対品質を維持しつつ、完全内製化を図ります。

(4)財務健全性指導業務

①経営状況を注視する必要がある保育施設等を早期に把握し、財務健全性指導を実施することにより、回収が困難となる返還金が発生することを事前に防止します。

②本業務について一層の重要性が増したので、審査渉外室を部へ昇格させます。

(5) 地方公共団体との連携

- ①市区町村等で施設の設置状況等を把握できるようにするため、市区町村等に対し、助成情報等を速やかに情報提供します。
- ②指導・監査において、指導・監査結果の情報を共有し、またその後それまで行う指導・監査に有効活用できるよう、委託元である国との連携のもと、都道府県等に対し、監査日程や実施機関による指導・監査結果の提供等を行います。
- ③こども家庭庁の創設を機に、地方公共団体との一層の連携を図ります。

(6) 情報公開等業務

助成決定状況や指導・監査結果等については、定期的に正確な情報の公開に努めていきます。

(7) その他の業務

業務効率化の柱として、企業主導型保育事業の申請・審査に係る新たな情報システムについて、令和6年度から本格運用を開始します。また、このシステムの項目ごとに、きめ細かい対応を図るための体制を引き続き進めています。

IV. 出版及び監修事業【収益事業】

児童福祉に関わる図書の出版及び監修により、児童福祉関係者へ様々な情報の提供を行います。

1. 「子どもの栄養」の発行

「子どもの栄養」は、児童福祉施設の乳幼児期の食育活動の向上を目指す月刊誌として、関係施設や個人の皆様に幅広く購読されています。

出版不況の中においても発行から 66 年超を迎える、発行の継続・発展の為 EC サイト・SNS 等を活用し購読者の開拓を行い、更に協会外のセミナー開催事業者とも協業し購読部数拡大マーケティングを積極的に図ります。

また編集機能の外部委託化の定着やリニューアルした購読者管理システムの安定運用を通じ業務の効率化を進めます。

2. 監修図書の普及

従来から監修を行っている下記の図書の改版について出版社からの依頼に応じ監修を行って参ります。

また、新・現出版物についても積極的に監修を受託いたします。

①「児童保護措置費・保育給付費手帳」

(児童保護措置費・保育給付(委託)費制度の概説をはじめ、措置費、給付費に関する法令・通知を体系ごとにまとめた法令通知集)

②「児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当法令通知集」

(児童扶養手当及び特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給事務に必要な法令・通知を体系的に収載した法令通知集)

③「新・基本保育シリーズ (保育士養成テキスト 20巻)」

(保育士に必要な知識と技術をわかりやすく解説したスタンダードテキスト)

④「一ひと目でわかるー 基本保育 データブック」

(保育者養成課程において学ぶ各分野の制度や体系、統計資料をコンパクトにまとめたサブテキスト)

⑤その他の児童福祉関係図書

V. その他の事業

1. 児童養護施設等支援事業

全国児童養護施設協議会、全国自立援助ホーム協議会との連携により、児童養護施設等を支援する事業を引き続き行います。

①児童養護施設が加入する団体損害保険の加入の促進及びとりまとめ

②児童養護施設退所者自立サポート事業の実施

③国立武蔵野学院附属「児童自立支援専門員養成所」在籍者への支援

2. 児童福祉に関する啓発事業

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、こども家庭庁、全国社会福祉協議会、児童育成協会は毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」(令和6年度からこどもまんなか児童福祉週間)と定めています。この期間中は、児童福祉の理念を普及・啓発するため、子ども家庭庁や全国の自治体などがさまざまな事業や行事を行っていますが、

児童育成協会は、標語の募集・審査、児童福祉文化賞の表彰式の開催等を実施します。

(1) 児童福祉週間の標語募集

子どもたちの夢や希望、未来へのメッセージ等が込められた、こどもまんなか児童福祉週間の象徴となるような令和7年度の標語の募集・審査を行います。

※令和6年度児童福祉週間の標語は、応募総数4,939点の中から、下記の最優秀作品が選定されました。

「すきなこと どんどんふやして おおきくなあれ」

(加藤 共泰さん 6歳 香川県)

(2) 児童福祉文化賞の審査及び表彰

本事業は、こども家庭審議会福祉文化分科会にて推薦された作品の中から、特に優れた児童福祉文化財にこども家庭庁大臣表彰を行い、永くその栄誉を称えるとともに、児童福祉文化の振興を図ることを目的として実施します。(こども家庭庁、一般財団法人児童健全育成推進財団、公益財団法人児童育成協会共催。)

「出版物」「舞台芸術」「映像・メディア等」の3部門について「児童福祉文化賞」と「児童福祉文化賞推薦作品」を選定・表彰し、加えて児童の健全育成に貢献した活動に対しても「児童福祉文化賞」「特別部門」として表彰します。

本年度も令和6年度春のこどもまんなか月間に表彰式の開催を行います。

VII. 法人の組織

1. 役員

前期に引き続き、理事長に加え代表理事を2名体制とし、更に企業主導型担当の業務執行理事1名、その他の理事1名合計5名体制での適正な法人運営を行います。

2. 組織

事務局

- ・ 総務部
- ・ 財務部
- ・ 健全育成事業部
- ・ 児童給食事業部

企業主導型保育事業本部

VII. 運営について

企業主導型保育助成事業・児童健全育成事業・児童給食事業等すべての事業及び間接機能に関し、引き続きコンプライアンス、内部統制及びＩＣＴ化の更なる推進を行います。

ＩＣＴ化の推進と表裏の関係にある、情報セキュリティの確保や堅固な情報インフラの構築にも引き続き取り組んで参ります。

令和5年度に感染法上の分類変更がなされた新型コロナウイルス感染症や大流行したインフルエンザウイルス等各種感染症も、引き続き業務運営上のリスクととらえ職員の健康の維持増進と感染拡大での業務停滞がないよう、産業医の指導等を踏まえ油断することなく注意深い対応を継続します。

VIII. 法人の会計

1. 法人運営の透明化及び適正化

公益財団法人としての社会的責任を果たすため、業務運営の透明化及び適正化の継続及び業務の効率化に取り組みます。

2. 債権管理・訴訟対応

企業主導型保育助成事業助成金の返還を求める事案について、債権管理や助成金返還に係る訴訟を行い返還に向けた必要な措置を継続して参ります。

また、原因の検証を行い、審査・監査体制との連携を強化し、継続して再発防止に努めます。

IX. 情報公開

協会のWebサイト及び各事業専用のサイトや年報・パンフレットを活用し、明解な情報の公開を積極的に図ります。

また、事業毎の関係団体との連携を更に強化していきます。

令和 6 年度 収支予算書

公益財団法人 児童育成協会

目 次

令和 6 年度収支予算書（案）

I. 令和 6 年度予算総則

II. 正味財産増減計算書

令和6年度収支予算書（案）

予 算 総 則

令和6年度の公益財団法人児童育成協会の予算総則を次のとおり定める。

（予算総額及び区分）

第1条 令和6年度の予算を次のとおりとする。

区 分			経 常 収 益 千円	経 常 費 用 千円
公事 益業 目会 的計	公1	児童健全育成事業	1,317,151	1,317,151
	公2	企業主導型保育助成事業	234,086,832	234,165,219
収 益 事 業 等 計	収1	出版及び監修事業	35,355	26,905
	他1	児童養護施設等支援事業	10,949	10,949
	他2	児童福祉研修事業	1,000	1,000
法人会計			0	12,396
合計			235,451,287	235,533,620

2 大科目、中科目の区分は、別紙「正味財産増減計算書」に掲げるとおりとする。

（予算の弾力条項）

第2条 「正味財産増減計算書」の費用予算の各中科目の経費の金額については、理事長の

承認を受けて、中科目の間において、彼此流用することができる。

ただし、受取事業受託料及び受取国庫補助金等については、当該受取金の交付要綱等によるものとする。

（短期借入金の限度額）

第3条 短期借入金の限度額は、200億円とする。

正味財産増減計算書（案）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内 部 取 扱 合	計
	公 呂 児 育	童 健 全 成 健 全	企 業 1 業 事 企 業 1	業 事 企 業 2	收 出 版 修 び 版 修 び 支 援 事 事	他 児 童 研 修 他 童 福 祉 研 修	施 設 事 事	業 事			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	1,314,421	3,416,490	35,355	2,600	0	0	0	0	0	4,768,866	0
一般会計事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業運営収益	600,019	3,416,490	1,331	2,600	0	0	0	0	0	4,020,440	0
利用者収益	0	0	34,024	0	0	0	0	0	0	34,024	0
粉乳売上収益	714,402	0	0	0	0	0	0	0	0	714,402	0
受取補助金等	0	230,670,342	0	0	0	0	0	0	0	230,670,342	0
受取国庫補助金	0	230,670,342	0	0	0	0	0	0	0	230,670,342	0
受取民間助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	2,730	0	0	0	0	0	0	0	0	2,730	0
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	2,730	0	0	0	0	0	0	0	0	2,730	0
指定正味財からの振替額	0	0	0	8,349	1,000	0	0	0	0	9,349	0
経常収益計	1,317,151	234,086,832	35,355	10,949	1,000	0	0	0	0	235,451,287	0
(2) 経常費用											
事業費	1,317,151	234,165,219	26,905	10,949	1,000					235,521,224	
役員報酬	6,280	0	0	0	0					6,280	
職員給与手当	366,253	810,465	1,062	1,593	0					1,179,373	
契約職員手当	100,181	1,122,880	2,640	140	0					1,225,841	
退職給付費用	2,269	33,916	62	62	0					36,309	
福利厚生費	2,424	21,195	21	21	0					23,661	
法定福利費	64,918	312,091	200	200	0					377,409	
人材派遣費	0	181,294	0	0	0					181,294	
会議研修費	540	0	0	0	0					540	
旅費交通費	2,495	458,817	0	0	0					461,312	
通信運搬費	10,535	10,220	351	0	0					21,106	
減価償却費	3,000	176,834	0	0	0					179,834	
消耗什器備品費	170	0	0	0	0					170	
消耗品費	42,652	8,250	0	0	0					50,902	
商品仕入費	0	0	0	0	0					0	
原材料費	0	0	0	0	0					0	
粉乳購入費	502,121	0	0	0	0					502,121	
国内輸送費	115,409	0	0	0	0					115,409	
修繕費	1,688	0	0	0	0					1,688	
印刷製本費	2,070	0	0	0	0					2,070	
広報宣伝費	2,877	0	0	0	0					2,877	
燃料費	0	0	0	0	0					0	
光熱水料	21,921	20,566	0	0	0					42,487	
賃貸リース料	10,840	317,421	2,427	2,855	0					333,543	
保険料	3,568	0	0	0	0					3,568	
諸謝金	5,407	17,819	0	0	0					23,226	
租税公課	22,569	154,579	0	0	0					177,148	
支払助成金	0	229,253,576	0	5,000	1,000					229,259,576	
雑務費	24,245	233,233	0	450	0					257,928	
委託費	2,629	1,031,208	19,161	0	0					1,052,998	
貸倒引当金繰入損	0	0	0	0	0					0	
雑費	90	855	981	628	0					2,554	